

秦野市小児等医療費の助成に関する条例の一部を改正することについて

秦野市小児等医療費の助成に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成28年11月24日提出

秦野市長 古谷 義幸

提案理由

医療費助成に係る所得制限の対象について、満1歳以上を小学校1年生以上に引き上げるため、改正するものであります。

秦野市小児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

秦野市小児等医療費の助成に関する条例（平成8年秦野市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号ただし書中「乳児及び幼児等」を「乳幼児等」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 乳幼児等 満12歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者をいう。

第2条第1項第3号を削り、同項第4号中「、乳児及び幼児等」を「及び乳幼児等」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号を同項第4号とし、同条第2項中「前項第5号ア」を「前項第4号ア」に改める。

第4条第1項各号列記以外の部分中「かかわらず」の次に「、満6歳に達した日以後最初の3月31日までにある小児等を養育している者を除き」を加え、同項第1号中「幼児等」を「乳幼児等」に改める。

第5条第2項中「乳児及び幼児等」を「乳幼児等」に改める。

第6条及び第7条中「乳児又は幼児等」を「乳幼児等」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(医療証交付の申請の省略)

2 施行日前において、この条例による改正前の秦野市小児等医療費の助成に関する条例により医療証交付の申請をした者で、その申請に係る乳幼児等を現に養育しているものについて、この条例による改正後の秦野市小児等医療費の助成に関する条例を適用する場合においては、医療証交付の申請を省略する。

(適用区分)

3 この条例による改正後の秦野市小児等医療費の助成に関する条例の規定は、施行日以後に行われる医療について適用し、施行日前に行われた医療については、なお従前の例による。